



発行 新潟県
第 97 号
 平成26年12月12日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1640 土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
- 1641 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1642 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1643 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1644 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1645 道路の区域変更（道路管理課）
- 1646 道路の供用開始（道路管理課）
- 1647 道路の区域変更（道路管理課）
- 1648 道路の供用開始（道路管理課）
- 1649 道路の区域変更（道路管理課）
- 1650 道路の供用開始（道路管理課）
- 1651 道路の区域変更（道路管理課）
- 1652 道路の区域変更（道路管理課）
- 1653 道路の供用開始（道路管理課）
- 1654 道路の供用開始（道路管理課）
- 1655 河川整備計画の縦覧（河川管理課）
- 1656 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

コロニーにいがた白岩の里給食業務委託に係るプロポーザルの実施（障害福祉課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

教育委員会告示

- 14 博物館の変更登録（文化行政課）

正 誤

平成26年 7 月15日付け県報第54号告示第1100号中（環境企画課）

告 示

◎新潟県告示第1640号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。
平成26年12月12日

新潟県上越地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
上越市 三和村土地改良区	三和村	維持管理事業	変更	平成26年12月 5 日	第48条

◎新潟県告示第1641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営上岩

田地区区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県長岡地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年12月15日から平成27年1月20日まで

3 縦覧に供する場所

長岡市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営中間地区区画整理・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県十日町地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年12月15日から平成27年1月20日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての審査請求に対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営三和中部第2地区区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成26年12月15日から平成27年1月20日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び上越市三和区総合事務所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第1644号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する第52条第1項の規定により、南魚沼市から申請のあった換地計画について、同法第96条の4において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成26年12月15日から平成27年1月20日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名 (換地区名)	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
南魚沼市	思川 (全換地区)	区画整理（農地災害関連区画整備）事業	換地計画書の写し	南魚沼市役所

- この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に新潟県南魚沼地域振興局長に申し出ることができる。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第1645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 291号
- 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市小国町七日町字土橋 1575番3から	新	7.8～14.2メートル	241.6メートル
同市小国町七日町字下居平1882番2まで	旧	7.8～14.2メートル	241.6メートル

◎新潟県告示第1646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 路線名 一般国道 291号
- 供用開始の区間
長岡市小国町七日町字土橋1575番3から同市小国町七日町字下居平1882番2まで
- 供用開始の期日 平成26年12月12日

◎新潟県告示第1647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市小国町七日町字下居平 1882 番 2 から	新	8.0～10.0メートル	94.3メートル
同市小国町七日町字下居平1885番 1 まで	旧	7.0～10.0メートル	94.3メートル

◎新潟県告示第1648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 291号
- 2 供用開始の区間
長岡市小国町七日町字下居平1882番 2 から同市小国町七日町字下居平1885番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月12日

◎新潟県告示第1649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市大積三島谷町字天ヶ沢 299 番 1 から	新	7.7～16.0メートル	95.7メートル
同市大積三島谷町字天ヶ沢493番 1 まで	旧	7.7～12.0メートル	96.0メートル

◎新潟県告示第1650号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柏崎高浜堀之内線
- 2 供用開始の区間

長岡市大積三島谷町字天ヶ沢299番1から同市大積三島谷町字天ヶ沢493番1まで

- 3 供用開始の期日 平成26年12月12日

◎新潟県告示第1651号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 越後湯沢停車場岩原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼郡湯沢町大字土樽字上中子67番5から	新	7.5～12.3メートル	54.0メートル
同郡同町大字土樽字下中子143番4まで	旧	9.2～14.0メートル	54.0メートル

◎新潟県告示第1652号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 越後中里停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼郡湯沢町大字土樽字下中子85番1から	新	9.8～32.4メートル	102.9メートル
同郡同町大字土樽字上中子69番2まで	旧	9.0～17.0メートル	102.9メートル

◎新潟県告示第1653号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 越後中里停車場線
- 2 供用開始の区間
南魚沼郡湯沢町大字土樽字下中子85番1から同郡同町大字土樽字上中子69番2まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月12日

◎新潟県告示第1654号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 西中糸魚川線
- 2 供用開始の区間 糸魚川市上刈1丁目1704番から同市上刈1丁目202番8まで
- 3 供用開始の期日 平成26年12月14日

◎新潟県告示第1655号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第7項の規定により信濃川水系信濃川下流（平野部）圏域河川整備計画（平成16年8月新潟県告示第1728号）を変更したので、当該変更後の河川整備計画（又はその写し）を新潟県土木部河川管理課及び新潟地域振興局地域整備部、新潟地域振興局新津地域整備部、三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

◎新潟県告示第1656号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成26年12月12日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類 第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日 平成26年11月28日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
十日町市字江ノ尻乙49番3の内、乙49番4、乙49番5の内、乙49番6の内、乙50番4の内	6.00	9.57

公 告

コロニーにいがた白岩の里給食業務委託に係るプロポーザルの実施について（公告）

コロニーにいがた白岩の里給食業務受託者を決定するため、プロポーザルを実施することとし、次のとおり参加申込書及び提案書等の提出を招請する。

平成26年12月12日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 業務の概要
 - コロニーにいがた白岩の里給食業務
- 2 業務内容
 - コロニーにいがた白岩の里給食業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。
- 3 参加者に求められる資格
 - 本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。
 - (1) 新潟県内に事業所（本社、本店、支店又は営業所等）を置く者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更

生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。

- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
 - (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (8) 社団法人日本メディカル給食協会の会員である者又は受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
 - (9) 新潟県内の障害者関係施設又は高齢者関係施設において、平成21年4月1日から平成26年3月31日までに給食業務を継続して12ヶ月以上にわたり元請けとして完了した実績が2契約以上ある者であること。
- なお、契約期間が異なるが履行場所が同一の契約は、1契約と見なす。

4 実施要領の交付

実施要領の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより、交付を受けること。

(1) 交付期間

平成26年12月12日（金）から平成26年12月22日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

新潟県福祉保健部障害福祉課施設管理係（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）

(3) 交付方法

交付場所で受け取るか、郵送とする。

郵送の場合は、次のものを交付場所へ郵送（平成26年12月22日（月）午後5時15分必着）すること。

ア A4サイズの紙が入る封筒（実施要領の送付先を記載すること）

イ 未使用の400円切手1枚

ウ 企業等名、住所、担当者名及び連絡先（電話番号）が分かるもの

5 説明会

(1) 説明会の開催日時及び場所

下記のとおり説明会を開催する。

ア 日時

平成26年12月19日（金）午前10時から

イ 会場

コロニーにいがた白岩の里

長岡市寺泊藪田6789番地4

ウ 持参する物

清潔な帽子、白衣、マスク及び履物

(2) 説明会の参加申込み

説明会参加を希望する場合は、平成26年12月17日（水）午後5時15分までに、実施要領に定める様式により申し込むこと。

(3) 提出場所

4(2)に定める場所

6 プロポーザル参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

本プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領に定める参加申込書等を作成し、提出しなければならない。

(2) 申込み期限

平成26年12月26日（金）午後5時15分必着

(3) 提出場所

4(2)に定める場所

(4) 参加資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、平成27年1月7日（水）までに参加資格の確認結果の通知を書面で行う。

7 質問書の提出

本プロポーザルの実施に係る公告及び実施要領について不明な点がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出すること。

(1) 提出期間

平成26年12月12日(金) 午後1時から平成26年12月25日(木) 午後5時15分まで

(2) 提出方法

実施要領に定めるところによる。

8 提案書の提出

本プロポーザルの参加資格があると認められた者は、実施要領に定めるところにより提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出期限

平成27年1月13日(火) 午後5時15分必着

(2) 提出場所

4(2)に定める場所

(3) 提出方法

実施要領に定めるところによる。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者は、平成27年1月23日(金)に開催する審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するものとする。

なお、詳細については別途通知する。

10 審査

審査委員会において、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

なお、審査結果は、提案者それぞれに文書で通知する。

11 契約の締結

(1) 契約締結の交渉

新潟県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。

なお、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

(2) 契約期間

公募型プロポーザル方式に基づく随意契約により受託者を決定した日をもって契約締結の日とする。契約期間は、契約締結の日から平成30年2月28日までとする。

なお、契約締結の日から平成27年2月28日までは、業務委託準備期間とし、これに係る委託料は一切発生しないものとする。業務委託期間は、平成27年3月1日から平成30年2月28日までとし、地方自治法第234条の3に定める長期継続契約とする。

12 契約に係る予算

本業務委託契約にかかる予算は、167,158,000円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)である。なお、長期継続契約であるため、契約の日の属する年度の翌年以降の予算において委託料の減額又は削減があった場合は契約を変更又は解除する。

13 その他

(1) 提案書の作成等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。

(3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。

(4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。

(5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、実施要領に定める辞退書を提出すること。

(6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ナースカートについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年12月12日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ナースカート 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月31日（火）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」又は「機械類」に登載されている者であること。

(7) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(8) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年12月18日（木）午後4時00分

4 入開札の日時及び場所

平成26年12月24日（水）午前10時00分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
詳細は入札説明書による。

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第14号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項に基づく届出により、平成26年12月3日に次のとおり施設の設置者の名称および所在地の表記を変更登録した。

平成26年12月12日

新潟県教育委員会教育長 高井 盛雄

設置者の名称及び住所	一般財団法人大棟山美術博物館 新潟県十日町市松之山1222番地 【変更前】 財団法人大棟山美術博物館 新潟県東頸城郡松之山町大字松之山1222番
施設の名称	大棟山美術博物館
施設の所在地	新潟県十日町市松之山1222番地 【変更前】 新潟県東頸城郡松之山町大字松之山1222番
登録番号	新潟県第26号
変更年月日	平成26年7月2日

正 誤

平成26年7月15日付け新潟県告示第1100号（鳥獣保護区の存続期間更新）中

ページ	行	誤	正
4	10	南魚沼市との境界線に至る。	魚沼市との境界線に至る。